

とびらの開放防止試験（技術基準通達別添 29 の 2）

1. 総則

とびらの開放防止試験（技術基準通達別添 29 の 2）の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」（昭和 58 年自車第 899 号）別添「とびらの開放防止の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

ドアロック及びドアヒンジシステム等供試品は、当該技術基準の試験項目毎に取替えるものとする。

3. 測定及び観察項目

この試験で測定及び観察する項目は、次のとおりとする。

- (1) ドアロックシステム及びドアヒンジシステムの強度試験にあつては、負荷した荷重の値及びドアロックシステム及びドアヒンジシステムの損傷状況
- (2) ドアロックシステムの慣性力試験にあつては、負荷した加速度の値及びドアロックシステムの外れの有無

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

とびらの開放防止の試験記録及び成績

試験自動車

車名・型式 _____ 試験期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 試験場所 _____
 試験担当者 _____

とびらの位置	試験項目				
	ドアロックシステムの試験			ドアヒンジシステムの試験	
	縦方向試験	横方向試験	慣性力試験	縦方向試験	横方向試験

- (注) (1) 試験した各とびらについて上欄に試験荷重（又は慣性力）の値及び下欄に試験後の損傷状況（又は外れの有無）を記入する。
 (2) 慣性力試験を力学的解析で代用した場合には、試算書を添付する。

備考
